



## 内閣府が令和7年度の経済見通しを公表 実質成長率は1.2%程度の見込み

内閣府はこのほど「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を公表した。これによると、令和7年度は「物価上昇が落ち着く中、個人消費等の内需が増加し、実質成長率は1.2%程度、名目成長率は2.7%程度」となる見込み。

現在、わが国の物価は緩やかな上昇基調にある一方、賃金の上昇が物価上昇に追いついておらず、実質賃金は前年比マイナスを続けている。物価上昇が国民の家計を圧迫している状況だが、消費者物価（総合）について本レポートでは「原材料価格など輸入コスト上昇の影響は一巡するものの、賃金上昇に伴う国内物価の緩やかな上昇が見込まれる」ことから、上昇率は2.0%程度となると予測している。また、GDPの3%程度を占める民間住宅投資については「総合経済対策の政策効果が下支えとなるものの、資材価格が高い水準で推移する中、実質値は減少する」としており、対前年度比0.3%程度の減少を予測。住宅投資は、建設・不動産業・鉄鋼・非鉄金属など多数の産業に関わり、経済全体に波及する生産誘発効果が大きいだけに、景気回復への懸念材料となる。

総じてわが国の経済は「回復する」との見方を示す一方で、懸念されるのが、長らく続く人材難だ。労働力人口がおおむね横ばいとなる中、経済の緩やかな成長に伴い労働需給は引き締まり、完全失業率が低下することを予想している。人材難が解消に向かう見込みはなく、いっそう厳しくなる見通しのようだ。

## 外国人旅行者向け消費税免税制度 出国時に返金する「リファンド方式」へ

外国人旅行者が、いわゆる免税店で土産品等を購入した場合に、その消費税が免除される「外国人旅行者向け消費税免税制度」。この制度は、土産品等を国外へ持ち帰ることは、実質的に輸出と同じであることから設けられている制度だ。

近年、訪日外国人の増加に伴い、この免税制度を不正利用するケースが相次いでいる。金地金や高額なブランドバックなどを免税で購入し、それを国内で「税込価格」で販売すると、消費税相当分がそのまま利益になってしまうためだ。このように免税店で購入した商品を国外に持ち出さない場合、通常は税関で消費税が徴収されることがルールとされている。ところが、会計検査院は令和5年度決算報告の中で、令和4年度に合計9名、総額34億円の消費税が税関で徴収されていなかったことを指摘しており、不正利用を防止するための制度改正が急がれていた。そこで今回の改正では、商品販売時に消費税を免税とするのではなく、出国時に持ち出しが確認された場合にのみ消費税を返金する「リファンド方式」へと見直されることとされた。本改正に伴って、免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時にパスポートを提示して税関長の確認を受けることとされ、確認を受けた免税対象物品は必ず国外に持ち出すことなどが義務付けられる。

不正防止に大きく貢献することが期待される一方、旺盛なインバウンド需要に水を差す形にならないか懸念される。